事業者のみなさまへ（三富開拓地割遺跡）

埼玉県指定旧跡「三富開拓地割遺跡」は江戸時代に川越藩主柳沢吉保により開拓された短冊形の地割りが、開拓後３００年経過した今でもよく残っていることから、その景観をこれからも残して行くことを目的に埼玉県の旧跡に指定されています。

工事等を行う土地が埼玉県指定旧跡「三富開拓地割遺跡」に該当している場合には、埼玉県文化財保護条例に基づき、「県指定旧跡現状変更等届」の提出が必要となります。

１．県指定旧跡現状変更等届を１部、埋蔵文化財調査センターに提出してください。

２．埋蔵文化財調査センターから現状変更等届を県教育委員会へ進達します。

３．県教育委員会で現状変更内容の協議・検討を行います。

４．県教育委員会から埋蔵文化財調査センター宛に現状変更受理通知が送付されます。

５．届出者へ埋蔵文化財調査センターから現状変更受理通知及び現状変更終了届を送付します。

６．現状変更にかかる工事着手。

７．工事施工後、埋蔵文化財調査センターに現状変更終了届を提出してください。

８．埋蔵文化財調査センターで現状変更終了届を県教育委員会へ送付します。

裏面へ続く　↓

《現状変更届提出時の必要書類等》

①県指定旧跡現状変更等届

②現状変更をする場所の案内図(住宅地図等)

③平面図(公図等地番を記したもの)

④現状変更等の仕様書及び設計書(500分の１または、200分の１程度のもので植栽等の範囲が明確になっているもの

⑤届出者が土地所有者以外であるときは、土地所有者の承諾書

※現状変更届は工事着手の40日前までに市教育委員会へ提出してください。

※現状変更終了届には、工事施工前・後の全景写真を添付してください。

≪現状変更届に関する条例及び規則等≫

◎埼玉県文化財保護条例

第39条　県指定旧跡に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会に届けでなければならない。

◎埼玉県文化財保護条例施行規則

第27条　条例第39条の規定による現状変更等の届け出は、県指定旧跡現状変更届により、変更しようとする30日前までに提出するものとする。

―お問い合わせー

所沢市教育委員会　市立埋蔵文化財調査センター

☎０４－２９４７－００１２